

# 放送番組基準

制定 昭和 44 年 11 月 8 日

福島中央テレビは、電波が国民のものであるという原則にもとづき、放送番組の編成、企画、制作、実施にあたっては、関係法令ならびに次にかかげる基準に従うものとする。

## 第 1 章 福島中央テレビの使命

福島中央テレビは、平和な世界の実現に寄与し、文化の発展、公共の福祉、産業と経済の繁栄に役立つことを最も大きな使命とする。この自覚にもとづいて、われわれは民主主義の精神に従い、世論を尊び、言論および表現の自由を守って放送の責任を果すことにつとめる。

また、広告においては、視聴者に利益をもたらすことによって、社会の信頼にこたえる。われわれは、広告主の理解と協力のもとに、これらの基準を守るものである。

## 第 2 章 放送番組基本方針

- 1 人権を尊重する。基本的人権を尊重し、人間の尊厳を傷つける放送は行わない。
- 2 法を守る。法の権威を尊重し、国家および国家の機関の権威を傷つける放送は行わない。
- 3 家庭生活を尊重する。健全な家庭生活をみだすような思想は肯定しない。特に性に関しては青少年を考慮し、興味本位なあつかいをしない。
- 4 児童への責任をつらぬく。児童向け番組は健全な常識と豊かな情操を養うことにつとめる。
- 5 社会の秩序を守る。公序良俗を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起させたり、模倣の意欲を生じさせるような放送は行わない。また、係争上の社会問題は公平にとりあつかう。
- 6 政治問題を公平にあつかう。政治的公平を守り、社会に大きな影響を与える問題等については、多くの角度から論点を明らかにする。
- 7 教育、教養の向上をはかる。番組の編成、企画にあたっては、教育と教養の充実、向上につとめる。
- 8 報道の使命をはたす。事実の報道に徹し、外部のいかなる勢力にも支配されない。
- 9 宗教の自由を尊重する。各宗派の立場を尊重し、みだりにその教義、信仰を非難しない。

以上の基本方針にもとづき、編成する番組は、次のようなものとする。

### 第3章 放送番組編成基準

- 1 報道、社会番組 社会の動きをテーマとし、表現の自由と自主性を確保しつつ、迅速、正確かつ公正なものとする。
- 2 教育、教養番組 生活の知識を深め円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つものとする。
- 3 娯楽番組 広く一般国民の情操を豊かにする素材として提供し、大衆文化の育成に役立つものとする。

なお、番組編成に当っては、福島中央テレビ放送番組審議会の意見を反映し、放送の適正をはかる。

個々の番組及び広告の企画、制作、実施に当って守るべき基準の細目は、日本民間放送連盟放送基準によるものとする。

令和5年4月1日改正  
(「日本民間放送連盟放送基準」の改訂に伴う)